

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)
第 7 条の規定に準じて、(仮称)新リサイクルセンター事業実施に関する組合の考え方を公表し
ます。

令和 8 年 10 月 19 日

ふじみ衛生組合 管理者 河村 孝

(仮称)新リサイクルセンター
事業実施に関する組合の考え方

令和 8 年10月19日

ふじみ衛生組合

－ 目 次 －

1 事業内容に関する事項	1
（1）事業名称.....	1
（2）対象となる公共施設等の種類.....	1
（3）公共施設等の管理者.....	1
（4）事業目的.....	1
（5）本施設の概要等.....	2
（6）事業の内容.....	2
（7）業務範囲.....	3
（8）応募者による資金調達.....	3
2 事業実施に関する組合の考え方	3
（1）基本的な考え方.....	3
（2）委託で実施することの定性的評価.....	3
（3）総合評価.....	4

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

(仮称)新リサイクルセンター運転業務

(2) 対象となる公共施設等の種類

法令上の区分：一般廃棄物処理施設

種類：マテリアルリサイクル推進施設

(3) 公共施設等の管理者

ふじみ衛生組合 管理者 河村 孝

(4) 事業目的

本業務は、運転事業者自らが人員及び運転業務に必要なものを手配・調達し、周辺環境に配慮しつつ、(仮称)新リサイクルセンターに搬入される不燃ごみ、資源物等を適正に処理することを目的とする。

(5) 本施設の概要等

本施設の概要及び計画年間ごみ処理量を次に示す。

表 1 本施設の概要

施設の種類	マテリアルリサイクル推進施設
建築構造	鉄骨造・鉄筋コンクリート造（一部：鉄骨鉄筋コンクリート造）
処理能力	粗大ごみ処理系列 : 8t/5h 不燃ごみ処理系列 : 23t/5h プラスチック類処理系列 : 40t/5h ペットボトル処理系列 : 11t/5h びん・缶処理系統 : 13t/5h 合計 : 95t/5h
処理対象物	・粗大ごみ ・不燃ごみ ・プラスチック類 ・ペットボトル ・びん ・缶 ・有害ごみ

表 2 計画年間ごみ処理量

処理対象物	計画年間ごみ処理量 (令和 10 年度排出量 (将来予測))
粗大ごみ	1,805 t/年
不燃ごみ (燃やせないごみ)	4,241 t/年
プラスチック類※	8,627 t/年
ペットボトル	2,191 t/年
びん・缶	2,545 t/年
有害ごみ	150 t/年

※製品プラスチックを含む。

(6) 事業の内容

ア 事業方式

応募者は、10 年 6 か月間本施設の運転業務を行う。

イ 契約形態

当組合と応募者は、本施設の運転に関する委託契約を締結する。

ウ 事業期間

(ア) 準備期間 (予定)

令和9年7月1日～令和10年9月30日 (1年3か月)

(イ) 運転期間 (予定)※

令和10年10月1日～令和21年3月31日 (10年6か月間)

※試運転期間：令和10年10月1日～12月31日 (3か月)

(7) 業務範囲

ア 運転事業者が行う業務 (本施設の運転に関する業務)

(ア) 搬入出管理業務 (本施設内におけるごみの搬入出)

(イ) 廃棄物処理手数料の収納代行

(ウ) 運転業務 (本施設の運転業務)

(エ) 維持管理業務 (当組合が提供する点検表等に基づく日常点検)

(オ) 運転員に必要な消耗品 (防じんマスク等) の調達

※ その他、運転業務に必要なものを用意すること

(8) 応募者による資金調達

本事業は、PFI方式ではないため、資金は当組合が用意し、応募者による資金調達はしない。

2 事業実施に関する組合の考え方

(1) 基本的な考え方

本業務を委託で実施することにより、公共サービスに対する水準の向上を期待できる場合及び委託で実施することに定性的な優位性がある場合において、本事業を実施する。

(2) 委託で実施することの定性的評価

本事業を委託により実施する場合、以下のような定性的な効果が期待できる。

ア リスク分担の明確化による費用負担の抑制

事業者が負担するリスクは、当組合が負担する場合に比べ、効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としている。そのため、事業者が有するリスクコントロールのノウハウを活かすことで、過度な費用負担の抑制が期待できる。

イ 運転員の継続的な技能向上

当組合が実施する場合に比べ、民間事業者へ委託することで、組合内部の配置転換に左右されず、運転員の継続的な技術向上が見込める。これにより、当組合が教育訓練を受ける場合に比べ、運転事業者は、より専門的な指導や運転訓練の機会を継続して得られることになる。その結果、設備の操作方法や保守点検の手法などに関する実践的な運転技能を習得することが期待できる。

ウ 公共サービスの水準の向上

民間事業者が有する専門的な知識、技術及び運転管理に関するノウハウを活用することにより、施設の安定的かつ効率的な運転管理が期待できる。これにより、施設の安全性及び安定性を確保するとともに、廃棄物処理の継続性を高め、公共サービスの水準の向上を図ることが期待できる。

(3) 総合評価

本事業は、委託で実施することにより、当組合自ら実施する場合と比較し、効果的かつ効率的なリスク負担並びに公共サービス等の水準向上も期待することができる。

したがって、本事業を委託で実施することが適当であると認められるため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号) 第 7 条に準じて本事業を実施します。